

6 付 議 案 件

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 皆様、おはようございます。本日の出席委員は、7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は、成立します。ただいまから令和5年第8回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第13号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

安部委員 7月21日午前9時から、申請人の代理の妻、羽田係長、私で現地にて聞き取りと確認をしてきました。

申請人は、これまでも家の近くで畑を借りて耕作しており、機械も保有しているとのことでありました。また、申請人は埼玉で耕作を行っており農地を効率的に利用できるものと考えられます。

申請人は小国と埼玉での生活が半々くらいであります、妻が小国で生活しており、夫婦で耕作していきたいとのことですので、農作業に常時従事できるものと判断しました。

許可要件を満たしていますし、農地の取得の下限面積の要件が撤廃されていますので、意欲を持って農業に新規参入する方が、町外から来ることはよいと思われ、十分に農業を担える者と認められると思います。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(無しの声)

議長 これでは質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第13号について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第13号について、申請どおり許可する
ことといたします。

議長 次に、議第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

補足をさせていただきます。今回の申請地ですが、農地区分は第2種農地に
区分されますので、転用は可能であります。また、農地法第5条第2項に該当
しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

大谷委員 この案件につきましては、7月24日に午後3時から、申請人双方の代理人
の行政書士の方と、金推進委員、羽田係長、私で現地調査に行ってきました。
農地転用の許可を得なければならないということを知らずに、盛り土を始め
てしまったとのことであり、現地は30から40センチ盛り土された状態でした。

違反転用については、県や町の指導を受けながら対応しているとのこと
です。現地在10年以上前から作付けされていなかったことや、周辺の農地や農
業用水への影響も無いものと考えられることなどから、許可できるものと判断
したところです。

議長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(無しの声)

議長 これでは質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第14号について、原案のとおり決定することにご異議の無い方の挙手を
求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第14号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 7月総会に係る申請書受付期間の6月11日から7月10日までの間に届出があったのは、4件でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。書面をもって報告させていただきます。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第8回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は、大変ご苦勞さまでした。

(午前9時25分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月25日

議 長

署名委員

署名委員